

金融庁長官 殿

登 録 番 号 第 号

（申立者が有限責任監査法人の場合に限る。）

（郵便番号 - ）

本店又は主たる事務所の所在地

電 話 番 号 () -

商号又は名称

代表者の氏名

供託有価証券取戻承認申請書

下記のとおり、有限責任監査法人供託金規則第14条第1項の規定により、供託有価証券の取戻しの承認の申請をいたします。

記

1 供託有価証券に代わる供託物の内容（供託所名）

イ 金銭の場合

供 託 番 号	供 託 金 額	供 託 者 名
年度金第 号	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供 託 番 号	名 称	回 記 号	番 号	枚 数	券 面 額	総 額 面	評 価 額
年度証第 号					円	円	円
年度証第 号					円	円	円

ハ 振替国債の場合

供 託 番 号	銘 柄	金 額	評 価 額
年度国第 号		円	円
年度国第 号		円	円

2 取戻しを受けようとする供託有価証券の内容（供託所名）

供 託 番 号	名 称	回 記 号	番 号	枚 数	券 面 額	総 額 面	評 価 額
年度証第 号					円	円	円
年度証第 号					円	円	円

3 その他参考となる事項

（記載上の注意）

- 公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

- 2 申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。
- 3 申請書を書面により提出する場合には、申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなければならない。